平成２７年（フ）第７０号
愛知県刈谷市泉田町城前141番地１　ジュネス城前Ａ102号
債務者　渡邉　直登
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　広有
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月３日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５号
京都府舞鶴市字白杉150番地
債務者　土井　一毅
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　深尾　憲一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月７日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第５９３号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神の倉301号
債務者　谷上　　貴
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　俊輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
山形県天童市久野本２丁目１番20号、住民票上の住所東京都渋谷区本町６丁目28番２－1107号
債務者　鹿野　　浩（旧姓安喰）
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安孫子俊彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９５号
宮崎県東諸県郡国富町大字三名2807番地１、前住所宮崎市下北方町下郷6022番地13
債務者　長寿庵こと　帖地　政治
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２号
群馬県桐生市相生町５丁目725番地の１
債務者　元吉　勇二
１　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　弓子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月11日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３１４号
大阪府富田林市津々山台１丁目１番７－105号、前住所愛知県大府市共西町５丁目96番地アルバグラース102号
債務者　西尾　雅道
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土生　康晴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
埼玉県深谷市明戸1325番地、旧住所埼玉県深谷市明戸1324番地
債務者　堀口　陽子（旧姓長島）
１　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹中　宏明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６４号
札幌市豊平区豊平２条11丁目１番20号　コーポ山下111号
債務者　河端　利一
１　決定年月日時　平成27年４月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥山　倫行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０号
福岡県宮若市脇田104番地
債務者　安永　俊木
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月19日午後４時
５　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２４０号
札幌市白石区本郷通５丁目北５番10－307号
債務者　瀧原　　泉
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７６号
北海道江別市文京台61番地の２　フィオーレ文京台308号
債務者　田中　　透
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７５号
札幌市東区北45条東２丁目１番10号
債務者　今井　知美（旧姓宮越）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９０号
札幌市北区篠路８条６丁目１番12号　ルミエールしのろ202号、住民票上の住所札幌市中央区円山西町１丁目１番１－507号
債務者　秋庭かおり（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９５号
札幌市白石区菊水上町１条２丁目46番地　コーポマルトミ301号
債務者　池上加代子（旧姓小笠原）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０６号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番16－204号
債務者　小浦　春已
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１６号
札幌市手稲区曙５条３丁目18番23号
債務者　堀　　薫（旧姓澤岡）
１　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部